

コロナに負けるな！

事業者の皆さまへ

「新しい生活様式」に対応する 取組を支援します！

鹿追町中小企業等環境整備支援金

補助上限

10万円

補助率80%以内

鹿追町内の中小企業者等が実施する

「感染拡大防止対策」に

必要な設備費の一部を補助します。

対象となる取組

① 飛沫対策費用

（例）アクリル板、ビニールカーテン、パーテーションなど

② 換気対策費用

（例）ウイルス除去・抑制機能付きエアコン、網戸など

③ その他衛生管理費用

（例）非接触型自動水栓、キャッシュレス決済導入など



既に着手した取組についても
さかのぼって支援します。

※令和2年1月1日まで遡及

申請受付期間

4月1日(木)

～8月31日(火)

※当日消印有効

制度についての詳細は中面をご覧ください。

申請に関するお問い合わせは下記まで

〒081-0221 鹿追町新町1丁目43番地（ほほえみプラザ内）

鹿追町商工会（※事務受託事業者）

Tel 0156-66-2107 Fax 0156-66-3166

平日9時から17時まで



不特定多数の方が出入りする施設における環境整備

(従業員を除く)

飛沫・換気・衛生管理等



設備を導入した事業者へ費用の一部を支援するものです。

対象者

町内において独立した事務所または店舗を有するサービス業、製造業、小売業、卸売業等の産業を1年以上営む法人または個人で、町税を完納している方。

対象期間

要綱別表第1は「令和2年1月1日から令和3年7月31日まで」、要綱別表第2は「令和3年4月1日から7月31日まで」の間に購入、設置(納品)、支払が完了したものが対象。

対象となる取組①

令和2年1月1日～令和3年7月31日までの間に購入、設置(納品)、支払いが完了したもの

【要綱 別表第1】

区分	費用の説明	対象物品(例)
飛沫対策費用	感染防止対策に必要な飛沫対策のためのアクリル板等の購入に要する経費	アクリル板、ビニールカーテン、透明ビニールシート、防護スクリーン、パーテーション、カラーコーン、コーンバー、ベルトパーテーション、フロアマーカ等
換気対策費用	感染防止対策に必要な換気のための機械装置等の購入に要する経費	エアコン、空気清浄機、オゾン発生器、イオン発生器(いずれもウイルス除去・抑制する機能が搭載されたものに限る)、換気扇、網戸、サーキュレーター、扇風機等
その他衛生管理費用	感染防止対策に必要な衛生管理のための物品の購入に要する経費	サーモカメラ、非接触型自動水栓(蛇口)の設置、キャッシュレス決済導入に要する経費

注目!

上記の取組をされた事業者の方は

さらに追加で、

「消毒費用」「マスク費用」「清掃費用」についても助成を受けることができます。(要綱 別表第2)



対象となる取組②

令和3年4月1日～令和3年7月31日までの間に
購入、設置(納品)、支払いが完了したもの

【要綱 別表第2】

区分	費用の説明	対象物品(例)
消毒費用	感染防止対策のために必要な消毒のための機械装置、消毒液等の購入に要する経費	消毒液(高濃度エタノール製品(エタノール濃度60%以上)等を含む。)、除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、次亜塩素酸水生成器、紫外線照射機、除菌マット、足踏み式消毒液スタンド等
マスク費用	感染防止対策に必要なマスク等の購入に要する経費	マスク(不織布)、ヘアネット、ゴーグル、フェイスシールド等
清掃費用	感染防止対策に必要な手袋、ゴミ袋等の購入に要する経費	手袋、ゴミ袋、石鹼、洗浄剤、漂白剤等



取組①及び②は、いずれも不特定多数の方が出入りする施設の環境整備のための取組が対象です。従業員の方のみが利用する施設の環境整備は対象外です。

必要書類

- ① 申請書(第1号様式)
- ② 誓約書(第2号様式)
- ③ 領収書等の写し
- ④ 写真等
- ⑤ その他町長が必要と認める書類

重要!

申請期限

令和3年8月31日まで

- 対象経費に該当していても、領収書やレシートなど支払いが確認できる書類が無い場合は対象となりません。再発行等で対応していただくようお願いいたします。
- 写真は、設置場所や物品の個数がわかるように撮影したものを提出してください。
- 申請内容の確認のため実地調査を行います。

提出場所

鹿追町商工会

〒081-0221鹿追町新町1丁目43番地(ほほえみプラザ内)

平日 9時～17時 Tel 0156-66-2107 Fax 0156-66-3166





支援金の算出



対象経費の**80%**以内を**支給**します。

ただし、消毒費用等(対象となる取組②)については、

「対象となる取組①」費用の**1/2**が**上限**。

両方合わせて**10万円**まで支給します。(千円未満切捨て)

計算例

【例】換気対策として令和2年7月にウイルス除去機能が搭載された空気清浄機を購入し店舗に設置。令和3年4月に店舗に出入りするお客様用として消毒液を購入。空気清浄機は8万8000円、消毒液は5万円だった場合。

●空気清浄機(8万8000円)は「対象となる取組①」に該当・・・(ア)

●消毒液代(5万円)は「対象となる取組②」に該当するが、空気清浄機の費用の1/2が上限額であることから

$$88,000円 \div 2 = 44,000円$$

上限額44,000円・・・(イ)

●(ア+イ) × 80%

$$(88,000円 + 44,000円) \times 80\%$$

$$= 105,600円$$

ただし、上限額は10万円であることから、支給額は10万円となります。

申請の流れ

まずはご相談ください！

- ① 申請書や領収書等の必要書類(前頁参照)を用意し商工会へ提出
- ② 商工会で書類内容を確認。後日実地調査が行われます。
- ③ 商工会を經由し町に申請書が提出されます。
- ④ 内容を審査のうえ交付額を決定し、申請者に通知書が送付されます。
- ⑤ 通知書を持って商工会へ行き、小切手の発行を受けます。
- ⑥ 小切手を持って帯広信金鹿追支店で現金に換金して終了です。

申請書等は、商工会・役場商工観光課に配置しているほか、町ホームページに掲載していますので、ダウンロードの上ご利用ください。

お知らせ

鹿追町店舗等修繕補助金交付要綱を改正

ウイルス対策等のための改良工事や、厨房・トイレの改良工事、外壁の修繕など、補助内容を拡充しましたのでご活用ください。詳しくは、商工観光課商工労政係まで(☎66-4034)



ダウンロード ↓



鹿追町中小企業等
環境整備支援金